

4 山形県公朝

平成31年4月16日(火) 第3037号

每週火·金曜日発行

-	<u> </u>				
	告	示			
○山形県県民会館の利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安林の通知…		(森林	ノミクス推進課	417
	教育委員	員会関係			
	告	示			
○山形県教育委員会4月定例会の招集…					同
	人事委員	員会関係			
	規	則			
○山形県人事委員会規則4-5(公益的 規則······					同
	公	告			
○県営住宅入居者の一般公募			(置賜	総合支庁建築課) … 同
	正	誤			
	告	示			
山形県告示第282号 山形県県民会館条例(昭和39年3月県条・	例第10号)第1	1条第2項の規定	こより、山形県り	県民会館の利用	料金を次
のとおり承認した。					

平成31年4月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

区分				利,	用料金の	額	
区	5	寸	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の 時間
入場料金を 領収しない	上ホール	平日	18,700円	28,000円	35, 300円	80, 200円	1時間当た り11,100円
場合及び 300円以下		土曜日等	22,700円	32,600円	42,000円	95, 700円	1時間当た り12,600円
の入場料金 を領収する	地下講堂	平日	2,660円	2,940円	3,870円	8,840円	1時間当た り 1,050円
場合		土曜日等	3,070円	3,600円	4,670円	10,710円	1時間当た り 1,200円
	会議室		1,200円	1,730円	2, 120円	5,050円	1 時間当た り 520円
	展示室		1,050円	1,200円	1,590円	3,840円	1時間当た り 520円
300円を超え1,000円	ホール	平日	28,050円	42,000円	52, 950円	120, 300円	1時間当た り16,650円
以下の入場 料金を領収		土曜日等	34, 050円	48, 900円	63,000円	143, 550円	1時間当た り18,900円
する場合	地下講堂	平日	3, 990円	4,410円	5,800円	13, 260円	1時間当た り 1,570円
		土曜日等	4,600円	5, 400円	7,000円	16,060円	1時間当た り 1,800円
	会議室		1,800円	2,590円	3, 180円	7,570円	1時間当た り 780円
	展示室		1,570円	1,800円	2, 380円	5,750円	1時間当た り 780円
1,000円を 超え3,000	ホール	平日	37, 400円	56,000円	70,600円	160, 400円	1時間当た り22,200円
型 ス3,000 円以下の入 場料金を領		土曜日等	45, 400円	65, 200円	84,000円	191, 400円	1時間当た り25,200円
収する場合	地下講堂	平日	5, 320円	5,880円	7,740円	17,680円	1時間当た り 2,100円
		土曜日等	6, 140円	7, 200円	9,340円	21, 420円	1時間当た り 2,400円
	会議室		2,400円	3,460円	4, 240円	10, 100円	1時間当た り 1,040円
	展示室		2,100円	2,400円	3, 180円	7,680円	1時間当た り 1,040円
3,000円を 超え5,000	ホール	平日	41, 140円	61,600円	77,660円	176, 440円	1時間当た り24,420円
周之3,000 円以下の入 場料金を領		土曜日等	49, 940円	71,720円	92, 400円	210, 540円	1時間当た り27,720円
収する場合	地下講堂	平日	5,850円	6, 460円	8,510円	19,440円	1時間当た り 2,310円

			土曜日等	6, 750円	7, 920円	10,270円	23, 560円	1時間当た		
			工作日子	0, 150[]	7, 920 1	10, 210 1	25, 500 []	り 2,640円		
		会議室		2,640円	3 800⊞	4,660円	11, 100円	1時間当た		
				2, 040 1	3,800円	4,000	11, 100	り 1,140円		
		展示室		2,310円 2,640円 3,490	2 400⊞	9 440 III	1時間当た			
			· 主		2,640円	3, 490円	8,440円	り 1,140円		
	5 000 m **	る入場を領収	平日	46,750円	70,000円	88,250円 200,500円	200, 500円	1時間当た		
	5,000円を 超える入場 料金を領収 する場合		70, 100 1	00, 200	200, 5001 1	り27,750円				
					土曜日等	56, 750円	81,500円	105,000円	239, 250円	1時間当た
			工作日寸 00,100[1 01,000[1 100,000[1	239, 230 1	り31,500円					
		地下講堂	₩ □	6 GEOTH	7 350⊞	9,670円	99 100⊞	1時間当た		
			地下神圣	平日	6,650円	7, 350円	9,670円	22, 100円	り 2,620円	
				土曜日等	7,670円	9,000円	11,670円	26,770円	1時間当た	
			工権日守	7,070	9,000	11,070	20, 770	り 3,000円		
		A ====	人举力	2 000	4 000 111	5 000H	10.000	1時間当た		
		会議室		3,000円	4, 320円	5, 300円	12,620円	り 1,300円		
		展示学	0.000	9 690⊞	0.000	0.070	0 500	1時間当た		
		展示室			2,620円	3,000円	3,970円	9, 590円	り 1,300円	

(注) 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

(2) 設備

区 分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	舞台せりあげ装置	1基	1,730円
	オーケストラピット	一式	4,420円
	所作台	1台	190円
	演壇	一式	650円
	松羽目	一式	1,730円
	びょうぶ	1双	1,320円
	ひな壇	一式	4,950円
	指揮台	1台	310円
	譜面台	1台	160円
	紗幕	一式	860円
	地がすり	1張	730円
	緋毛せん	1枚	120円
	上敷ござ	1枚	110円
	展示用パネル	1枚	20円
	大太鼓	一式	1,320円
ピアノ	ホール用 スタインウェイ	1台	10,710円
	ホール用・ヤマハ	1台	5,340円
	地下講堂用 カワイ	1台	2,660円
映写設備	スライドプロジェクター	1台	1,200円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	920円
	スクリーン	1張	1,730円
音響設備	拡声装置	一式	2,660円
	拡声装置(地下講堂備付け)	一式	1,200円
	拡声装置 (移動用)	一式	1,200円
	マイク	1本	520円

	ワイヤレスマイク	1本	1, 050
	マイク3点吊装置	1 基	860
	マイクエレベーター装置	1 基	860
	コンデンサーマイク	1本	980
	ダイナミックマイク	1本	860
	フロントバックスピーカー	1 台	650
	ステージスピーカー	1 台	860
	ウォールスピーカー	1組	860
	レコードプレーヤー	1 台	1,050
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,050
	テープレコーダー	1台	1, 200
	ミニディスクプレーヤー	1台	1, 200
	エコーマシン	1台	1, 320
	スタンド	1本	250
	音響反射板	一式	4,000
照明設備	ボーダーライト	1列	1,050
	サスペンションライト	1列	1,590
	アッパーホリゾントライト	1列	1, 320
	シーリングスポットライト	1列	2,940
	センターピンスポットライト	1台	1,990
	フロントサイドライト (右)	1組	1, 320
	フロントサイドライト (左)	1組	1, 320
	フットライト	1列	650
	スポットライト (1キロワット以上)	1台	390
	スポットライト(500ワット)	1台	190
	ロアホリゾントライト	1列	790
	ストリップライト	1本	120
	タワースタンド	1 基	520
	トーメンタースポットライト	1 基	650
	エフェクトマシン	1台	650
	元玉、先玉	1個	160
	ミラーボール	1台	650
	オーケストラ用ランプ	1個	70
	プラステーカラー	1 枚	730
	スタンド	1本	250

(注) この表に定める額は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各 1回当たりの額である。

(3) 準備又は練習のためのホール使用

F /		利	用料金の	額		
区 分	午前9時から	正午から	午後5時から	午前9時から	左記以外の時間	
	正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで	生記以外70月时间	
平日	9, 350円	14 000⊞	17,650円	40, 100円	1時間当たり	
十日	9, 550 □	14,000円	17,000	40, 100 □	5,550円	
土曜日等	11 250⊞	16 200⊞	21 000⊞	47 950HI	1時間当たり	
上唯日守	11,350円	16, 300円	21,000円	47,850円	6,300円	

(4) 浴室使用に係る加算額

使 用 時 間 の 区 分	加	算	額	
午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から				1,320円
午後10時までの各1回当たり				

山 形 県 公 報

(5) 電気消費に係る加算額

持込みに係る器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じた ときは、その端数は1キロワットとする。)を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	額
午前9時から正午まで	200円
正午から午後5時まで	320円
午後5時から午後10時まで	320円
午前9時から午後10時まで	840円

(6) 冷暖房使用に係る加算額

区分		加	É	章 額			
	Ħ	冷	房		暖	房	
ホール		1時間当たり		4,810円	1時間当たり		4,810円
地下講堂					1時間当たり		520円
会議室		1時間当たり		120円	1時間当たり		190円

備考 第1号及び第3号の表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2 適用期間

平成31年10月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第283号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する 予定である旨の通知があった。

平成31年4月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

西置賜郡白鷹町大字十王字川戸5722 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由

土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成31年4月16日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成31年4月16日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 458号

2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字岡字経田466番17から

同 長崎字渡丸4145番1まで

3 供用開始の期日 平成31年4月16日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第13号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成31年4月16日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

1 招集の日時 平成31年4月18日(木) 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 平成31年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について
- (2) 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則 4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年4月16日

山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊 彦

第2条第6号を次のように改める。

(6) 公益財団法人山形県スポーツ協会

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年4月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

 \vdash

翢 □ 承 <u>[</u>[<u>1</u>= <u>1</u>= <u>1</u>= <u>1</u>= 10 <u>[</u>[ĪĒ <u>1</u>=' <u>1</u>= 攉 金 尔 賃 川 額 の% に相当 42 $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 敷 3 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 E 009 800 400 27,700 24,800 009 009800 000 009009 26, 44, 50, 25, 49, 49, 26, 49, 月000, 200 000 500100 300 000 300 000 500000 000 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 22, 23, 38, 43, 43, 23, 22, 24, 21, 43, 43, 賃 出000 400 500009 700 900 100 000 800 009 100 700 収入が139,0 を超え158,0 以下の者 19, 20, 20, 19, 18, 37, 37, 33, 37, 37, 21, 出000 200 900 800 500009 900 17,300 900 700 400 400 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 17, 17, 17, 16, 29, 33, 33, 18, 33, 33, 収入が104,000円 V を超え123,000円 以下の者 ₩ 000 009 100 300 400 009 100 300 009 200 200 15, 15, 15, 26, 15, 16, 14, 29, 29, 29, 29, 収入が 104,000円 以下の者 000 500 100 300 300 009300 400 500 100 009 14, 13, 13, 13, 22, 25, 25, E3, 12, 25, 25, 三目的用 ·身障者刑 尔 Щ Щ 费 费 <u>[</u>[[] ĪĒ <u>1</u>= <u>[</u>[[] <u>|</u>|<u>|</u> <u>1</u>= <u>[</u>[[] ĪĒ 特定 高齢・J |X|1 1 募 数 $_{\rm Cl}$ 4 $_{\rm Cl}$ 公正 ョ当たり 戸専用 9 0 \sim ∞ \sim \sim 9 6 ²方メー 54.6 棇 77. 77. 75. 55. 68. 75. 55. 58. 59. 55. 正街面 住宅形式 \mathbb{X} 期 О <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĪΠ̈́ 10 <u>1</u>п′ ĪĒ 10 ĺΠ ĪΠ̈́ <u>[[</u> ĪĒ က 西置賜郡小国町 大字兵庫舘三丁 目3-9 同 白鷹町 乙1482 2 5 旨 \mathfrak{C} 型 \mathfrak{S} \blacksquare 長井市台町3 1 \oplus 在 田田 ĺΠ 10 <u>1</u>п ĺΠ \mathbb{C} $\#\,\omega$ 小荒 \mathbb{K} $\overline{\ }$ 币 ∞ 同 658 * ₩ 106 二同犬二同 営住宅の名称 小国アパー 号 $\frac{1}{2}$ 1 苓 S 4) 無中 ПD 無中 阜 旦 小田ア 鷹ア ⊞ - $^{\circ}$ $\mathbb{H} \ \mathcal{O}$ Ŋ 白豆 ĪĒ # ← ⊕ ~ 中 $\overline{\mathbb{H}}$ ₩ 01 湯点 ご 柘 __ $^{\circ}$ 业 匠ぐ ĪĒ 匠一 <u>[]</u> <u>1</u>= 10 <u>1</u>= 匠一

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法
 - (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
 - (2) 募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から申込順に選考する。
- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成31年4月16日から平成32年3月31日までの午前10時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く。郵送の場合は、平成32年3月31日の午後 5時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所 5 入居の時期 入居申込から概ね2か月後

> 誤 正

県公報 発行年月日 番 号

平成31. 4. 1 号外 (11)

ページ

2

行

19

誤

め、

め、同表行政職給料表適用職 の病院事業管理者の病院の項

職級6の欄中 「主任精神保健福祉士」を 「主任精神保健福祉士 主任社会福祉士」に改 め、

正

平成31年4月16日印刷 発行所 山 形 県 庁 平成31年4月16日発行 発行人 山 形 県

